

## 第5号議案資料

### 八洲学園大学学則の一部を改正する学則の制定について

平成18年11月15日

#### 制定の理由

学校教育法の一部改正により、大学に置かなければならない職として助教授に代えて「准教授」が設けられるとともに、新たに「助教」が新設されたため、この学則を制定するものである。

#### 学則制定(案)

八洲学園大学学則の一部を改正する学則(案)

八洲学園大学学則の一部を次のように改正する。

第7条中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「助教」を加える。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 新旧対照表

新	旧
第7条 本学に学長、教授、 <u>准教授</u> 、 <u>講師</u> 、 <u>助教</u> 、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員を置く。 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成19年4月1日から施行する。</u>	第7条 本学に学長、教授、助教授、講師、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員を置く。

アンダーラインを付した部分が今回改正するものである。